

原子力規制人材育成事業の実績と今後の実施方針

令和3年7月14日

原子力規制庁

1. はじめに

原子力規制を着実に進めていくことを目的として、広く原子力安全・原子力規制に係る人材を確保・育成するため、平成28年度から大学等と連携した原子力規制人材育成事業を実施している。同事業では、平成28年度に13事業、平成29年度に5事業、令和2年度に4事業を採択した（うち平成29年度採択の京都大学複合原子力科学研究所の事業は平成30年度に取消）（別紙1）。

平成28年度に採択した13事業が令和2年度までに終了し、平成29年度に採択した4事業が令和3年度に終了することを踏まえ、平成28、29年度に採択した計17事業の実績を確認するとともに、今後の本事業の実施方針を整理した。

2. 事業の実績

(1) 目標の達成状況

本事業は、原子力規制を着実に進めていくことを目的として、原子力規制委員会職員のみならず、広く原子力安全・原子力規制に係る人材を確保・育成するために大学等と連携して実施してきたものである。各採択事業の正規カリキュラム化等の状況は別紙2（各採択事業の実績は参考資料1）のとおり。

各採択事業が設定した達成目標は概ね達成され、15事業において教育プログラムが単位認定された正規カリキュラム化されるなど、大学等において原子力規制人材を育成するための教育プログラムの正規カリキュラム化が進んだことを確認した。

また、上記のうち11事業の採択事業者では、本事業終了後、旅費や消耗品を用いる演習等について、内部予算だけでは継続困難な状況であることを確認した。

(2) 事業の範囲、体制

平成28、29年度の採択事業は、規制に関する科学的・技術的知見を安全確保に適用する類型に属するものと、放射線防護に関する知識・実践の類型に属するものに大別できる。（別紙3）

採択事業者には、内部のみで人材育成を行うものと、教育資源を確保するために他大学、研究機関及び民間企業等との連携体制を構築するものがある。

ったが、原子力規制庁を協力機関としたのは3事業にとどまった。(別紙4)

(3) 規制人材の育成状況

採択事業の講義等を受けた学生のうち14人が原子力規制庁に入庁したことを確認した。(別紙5)

採択事業の講義等の受講者数のはのべ約2万人(目標約1万人)であり、少なくとも13事業において約7割以上の受講者が一定の理解を得た。*

また、受講者のうち、毎年100人程度が平成29年度以降原子力規制庁又は原子力に関連した企業等に就職していた。(別紙6)*

※ 大学等へのアンケートの結果。

3. 今後の実施方針

令和2年度までに終了した平成28年度採択事業に継続して支援を必要とするものがあること、これまでの支援により大学等において原子力規制人材を育成するための教育プログラムの正規カリキュラム化が進んだこと(別紙2)を踏まえ、令和3年度は下記の方針で公募を行い、原子力規制人材育成事業審査評価委員会(以下「審査評価委員会」という。)による審査の上、新規採択事業を決定する。

(1) 類型

本事業では、平成28年度以降、5つの類型で公募を行ってきたが、本事業をより原子力規制に必要な知見を身に付けた人材を育成・確保するため、令和3年6月2日の第11回原子力規制委員会において原子力規制委員会職員(一般職技術系職員)のキャリアパスイメージにおける専門分野を示したことを踏まえ(参考資料2)、以下の3類型に再編して令和3年度公募を行う。(別紙7)

- ① 原子力プラント規制等に係る業務(実用炉・核燃料施設、放射性廃棄物関連施設等の審査・検査)に必要な科学的・技術的知見(原子力安全、核セキュリティ、保障措置に係る科学的・技術的知見を含む)を身に付けた人材を育成するための教育プログラム
- ② 放射線防護に係る業務(原子力災害対策、放射線規制、モニタリング)に必要な科学的・技術的知見を身に付けた人材を育成するための教育プログラム
- ③ 自然ハザード・耐震に係る業務(地盤、地震、津波、火山及び耐震・耐津波設計の審査)に必要な科学的・技術的知見を身に付けた人材を育成するための教育プログラム

(2) 事業区分

既に終了した採択事業のほとんどで教育プログラムの正規カリキュラム

化が進み、継続のために旅費や消耗品を用いる演習等について支援が必要な状況であることを踏まえ、従来の年度あたり3,000万円程度までの支援を行う事業区分に加え、継続事業について年度あたり1,000万円程度までの支援を行う事業区分を設ける。

(3) 行政事業レビュー指摘事項対応

令和2年度原子力規制委員会行政事業レビュー公開プロセスにおいて、規制庁がより主体的・積極的に本事業に関わる必要があるとの指摘を受けたこと(参考資料3)を踏まえ、以下の事項を事業に含めることを推奨するとともに、事業に参加した学生等の知見の習得度合等の成果を着実に把握し、今後の改善に資する取組を事業に含めることを採択要件とする。

- 原子力規制庁職員による講師派遣
- 事業の実施に支障のない範囲での受講生募集等に係る広報
- 原子力規制庁(原子力安全研修所を含む)への学生のインターンシップ等

(4) 審査評価委員会構成員の変更

本事業公募に提案される事業計画の審査等を行う審査評価委員会は、これまで委員長、委員及び管理職級の職員を構成員としていたが、審査等を委任いただくこととして構成員を委員以下とする。なお、審査を充実させるため、応募内容に応じて、関連する業務を所掌する管理職職員が推薦する若手職員を会合に招致して意見を聴く。(別紙8)

(5) 今後のスケジュール見込み

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 7月15日(木) | : 公募開始 |
| 7月21日(水)、28日(水) | : 公募説明会 |
| 8月16日(月) | : 公募締切り |
| 公募締切り後~10月 | : 書類審査、ヒアリング審査 |
| 11月頃 | : 採択結果通知・公表、交付申請手続き |
| 交付決定後 | : 事業開始 |

令和3年度原子力規制人材育成事業における公募類型

令和3年度公募では、本事業をより原子力規制に必要な知見を有する人材を育成・確保するものとするため、平成28年度以降公募してきた5つの類型を下記の3類型に整理する。

平成28、29、令和2年度の公募類型	令和3年度公募の類型
① 原子力規制委員会が定めた規制基準等に関連する科学的・技術的知見を、原子力施設の設計・管理や安全確保に着実に適用できる人材を育成するための教育研究プログラム（ <u>安全規制</u> （Safety）のみならず、 <u>核セキュリティ</u> （Security）、 <u>保障措置</u> （Safeguards）も含む）	① <u>原子力プラント規制等</u> に係る業務（ <u>実用炉・核燃料施設等の審査・検査</u> 、 <u>放射性廃棄物</u> ）に必要な科学的・技術的知見（ <u>原子力安全</u> 、 <u>核セキュリティ</u> 、 <u>保障措置</u> に係る科学的・技術的知見を含む）を身に付けた人材を育成するための教育プログラム
② 国際的な仕組みや国際標準の検討に参画し、我が国で実施されている <u>原子力規制</u> に最新の国際的な知見を取り入れるための教育研究プログラム	② <u>放射線防護</u> に係る業務（ <u>原子力災害対策</u> 、 <u>放射線規制</u> 、 <u>モニタリング</u> ）に必要な科学的・技術的知見を身に付けた人材を育成するための教育プログラム
③ 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた、中長期的な廃炉技術、 <u>環境モニタリング</u> などを、 <u>原子力規制</u> の観点を十分に取り入れた技術とするために必要な知見に関する教育研究プログラム	③ <u>自然ハザード・耐震</u> に係る業務（ <u>地盤</u> 、 <u>地震</u> 、 <u>津波</u> 、 <u>火山</u> 及び <u>耐震・耐津波設計</u> の審査）に必要な科学的・技術的知見を身に付けた人材を育成するための教育プログラム
④ <u>放射線防護に関する科学的・技術的知見</u> を、原子力規制や放射線安全管理に活かすことができる人材を育成するための教育研究プログラム	
⑤ 他の分野の技術や知見を原子力規制や原子力安全に活かすことができる人材を育成するための、分野横断的な学際的教育研究プログラム	
⑤-1 新規制基準に基づく審査においても用いられる分野（例えば、 <u>地震・津波・火山等の自然科学</u> や <u>耐震・建築等の一般産業の安全に関わる理工学</u> ）の技術や知見を原子力規制に活かすことができる人材を育成するための教育研究プログラム	
⑤-2 他の分野（ <u>リスクコミュニケーション等の社会科学</u> など）の技術や知見を原子力規制や原子力安全に活かすことができる人材を育成するための、分野横断的な学際的教育研究プログラム	

原子力規制人材育成事業 審査評価委員会 構成員

田中 知 原子力規制委員会委員

山中 伸介 原子力規制委員会委員

伴 信彦 原子力規制委員会委員

石渡 明 原子力規制委員会委員

原子力規制庁長官官房人事課長

原子力規制庁長官官房参事官（会計担当）※¹

原子力規制庁技術基盤グループ技術基盤課長※¹

原子力規制庁放射線防護グループ放射線防護企画課長※¹

原子力規制庁原子力規制部原子力規制企画課長※¹

(敬称略)

- ※1 参事官（会計担当）、技術基盤課長、放射線防護企画課長及び原子力規制企画課長は、指名した代理者を審査評価委員会構成員の代理とすることができるものとする。
- ※2 人事課長は、応募内容に応じて、指名する管理職職員を審査評価委員会構成員として追加することができるものとする。
- ※3 審査を充実させるため、応募内容に応じて、関連する業務を所掌する管理職職員が推薦する若手職員を会合に招致して意見を聴く。